

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 【告示】 ○ 平成二十八年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 【公告】 ○ 平成二十八年度製菓衛生師試験の実施 ○ 平成二十八年度毒物劇物取扱者試験の実施 ○ 平成二十八年度登録販売者試験の実施 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 土地改良区の定款変更の認可 【選挙管理委員会】 ○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体 【公安委員会】 ○ 指定講習機関の指定の一部改正 ○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正		健康推進課 長寿社会課 治山課 生活衛生課 医薬安全課 耕地課 選挙管理委員会 運転免許課 〃		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年五月六日

指定を更新した医療機関

名 称

のぞみ薬局くせ店

所 在 地

真庭市久世字東町二八二三―二

更新年月日

平成二十八年五月一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第二百七十八号

平成二十八年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成二十八年十月二日（日曜日）午前十時から

二 試験場所

川崎医療福祉大学（倉敷市松島二八八）

三 受験申込書の受付期間

平成二十八年六月二十日（月曜日）から同年七月一日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

四 受験資格

1、2若しくは3の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上のある者又は4の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上のある者とする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

2 イからニまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（3において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（3のイにおいて「老人福祉施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（3のイにおいて「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定す

る身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条の補装具製作施設及び同法第三十三条の盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項の知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（3のイにおいて「障害者支援施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ハ 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、障害者総合支援法第五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者

ニ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従業者

3 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（4において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（4において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七の老人福祉センター及び同法第二十条の七の二の老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

4 3のイ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

五 受験手続及び提出書類

受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。この場合において、平成二十七年において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者が、平成二十八年度において行われる試験を受験するときは、平成二十七年において行われた試験の受験票又は試験結果通知書を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

六 受験手数料

八千六十円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること。なお、消印をしないこと。）

七 試験方法

試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

- 1 介護保険制度に関する基礎的知識
 - 2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
 - 3 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
 - 4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術
- 九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする者は、身体障害者等受験特別措置申請書に必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。

十 合格発表

受験者全員に直接通知する。また、合格者については、受験番号を岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページに掲載する。

十一 受験要項及び受験申込書の配布

受験要項及び受験申込書は、平成二十八年五月十六日（月曜日）から同年七月一日（金曜日）まで岡山県保健福祉部長寿社会課、各県民局健康福祉部等で配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会課（電話〇八六一二二六―七三二六）又は各県民局健康福祉部へ問い合わせること。

◎岡山県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

玉野市石島字西之奥二八四三から二八四六まで、字芦之浦奥二八四八から二八五二まで、二八五六、二八七五、字西前山三〇四〇、三〇四一、字川向三〇九五・三〇九六・三〇九八の一・三〇九九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三一〇九の一、三一〇九の二、字惣之奥三一〇の一、三一六から三一八まで、三一四一、三一五〇、三一六四の二、三一六七の一、三一六七の二、三一六八、三二〇四、三二〇六の一、三二〇七の一、字中山三二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〔二七七〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定による平成二十八年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十八年八月二十二日（月曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県総社市窪木一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関すること。
- ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五

1（6）において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したもの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十八年六月十三日（月曜日）から同月二十日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による場合は、同月十三日（月曜日）から同月二十日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。ただし、平成二十七年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）
一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵便若しくは信書便により提出すること。ただし、平成二十七年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十八年九月七日（水曜日）九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六―二二六―七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、六1の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

〔一七八〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する平成二十八年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十八年八月二十三日（火曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

総社市窪木一一一

公立大学法人岡山県立大学

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、識別、貯蔵その他取扱方法

四 受験願書

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下同じ。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（出願前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

平成二十八年六月十七日（金曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付け

て納付すること。

2 受験願書は、住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は、次の場所へ直接提出することとし、郵便又は
信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものにつ
いては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、
受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十八年九月十六日（金曜日）午前十時に岡山県庁北
側公示板及び県内の各保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ
問い合わせること。

〔一七九〕医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十八年十一月十七日（木曜日）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

別途受験者に通知する。

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課、岡山県が設置する各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦五センチメートル、横四センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験申請書受付期間

平成二十八年七月二十五日（月曜日）から同年八月五日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

- 1 受験手数料として一万四千二百円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り

付けて納付すること。

2 受験申請書は、保健所へ提出すること。

なお、県外に住所を有する者は次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十九年一月十三日（金曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

平成 2 8 年 5 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 7 8 4 号

〔二八〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
児島湾土地改良区					
二 退任及び就任役員					
退任役員	就任役員	住 所		理事監	理事の別
氏 名	氏 名				
旗田 守	旗田 守	岡山市南区浦安西町七六一二		理 事	
佐藤 公市		玉野市南七区七八			
三宅 正義	三宅 正義	岡山市南区宗津八八三			
後藤 弘	後藤 弘	〃 〃 西七区四八六			
日笠 享	日笠 享	倉敷市藤戸町藤戸一五五二			
佐藤 勝	佐藤 勝	岡山市南区東畦九一四一一			
宮武 博	宮武 博	〃 〃 中畦六三六			
若松 美明		〃 〃 曾根四三〇			
国定 豪	国定 豪	〃 〃 藤田三三九			
新井 暁	新井 暁	〃 〃 六〇一			
小上 廣		〃 〃 九三一―四			
和田 清		〃 〃 北七区四七八		監 事	
枝廣 政孝	枝廣 政孝	〃 〃 中畦九四三―一			
難波 廣志	難波 廣志	〃 〃 藤田八九―二			
		玉野市東七区三二四		理 事	
		岡山市南区曾根七一四―三			
		〃 〃 藤田二一七二―二			
		倉敷市藤戸町藤戸一四八三		監 事	

平成28年5月6日 岡山県公報 第11784号

〔一八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年五月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 認可年月日

平成二十八年四月二十日

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成二十八年五月六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 岡本研吾

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
井藤文仁後援会	入澤元治	入澤元治	真庭市蒜山上長田二〇二
近藤たかのり後援会	石井雅之	植木利行	高梁市中間町八八
佐藤ともひろ後援会	松田喬	佐藤一恵	都窪郡早島町早島一七五〇
すえき豊後援会	森本峯正	居樹豊	和气郡和气町福富四二二
竹永みつえ後援会	竹永徹	竹永徹	岡山市東区西大寺中野一三七一五
津本辰己後援会	小林幹夫	津本義孝	津山市二宮一二四七
深見まさひろ後援会	矢吹周一	永田真一	総社市総社二一七一三九
ふなこし健一後援会	片山雅史	舩越和江	都窪郡早島町若宮一八一五
真鍋かずたか後援会	長久啓太	長久啓太	〃 〃 早島四五二二一五
森つよし後援会	松本隆大	森幸子	備前市東片上三八一三
山本恒道後援会	山本茂樹	山本文思	〃 〃 蕃山七三四一

◎岡山県公安委員会告示第六十七号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月六日

岡山県公安委員会

表中「玉野市玉二丁目一番一号」を「千葉県市原市八幡海岸通一番地」に、「三友不動産株式会社」を「株式会社MESファシリテーズ」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第六十八号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月六日

岡山県公安委員会

表九の項中「玉野市玉二丁目一番一号」を「千葉県市原市八幡海岸通一番地」に、
「三友不動産株式会社」を「株式会社MESファシリテーズ」に改める。